

令和4年度第11回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年 2月9日(木) 午後1時30分から午後3時7分

2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大ホール

3. 出席委員 (22名)

会長	4番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵	緑
委員			委員	14番	福安	修
〃	2番	村田幸範	〃	15番	上田壽一	博
〃	3番	河毛早苗	〃	16番	藏内敏博	雄
〃	5番	下田義男	〃	17番	砂川重利	一
〃	7番	建部憲二	〃	18番	依藤利一	潔
〃	8番	川上信温	〃	19番	竹森	
〃	9番	猪口実	〃			
〃	10番	福田克彦	〃	21番	柳田和廣	隆
〃	11番	中村精	〃	22番	石谷隆修	司
〃	12番	福田淳一郎	〃	23番	加藤正	
〃	13番	山田準二	〃	24番	岩永	

4. 欠席委員 (1名)

委員 20番 香川 恵

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：14名)

邑美	山根昌博	せんだい	有田裕
せんだい	川口賢司	高草	民谷富男
湖南	木浪哲夫	湖東	小松和幸
国府町	福田恵	国府町	小林徹
河原町	漆原清志	用瀬町	池本和明
佐治町	田中豊美	気高町	角田完
気高町	椿壽幸	鹿野町	谷口和人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第 65号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第 66号 農地法第4条の規定による許可申請について
 議案第 67号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第 68号 非農地証明について
 議案第 69号 鳥取市農用地利用集積計画について
 議案第 70号 鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 田中局長補佐 堀係長 坂本主任 小出主事

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
事務局 長	ただ今から、令和4年度第11回鳥取市農業委員会総会を開会します。 農業委員会憲章の唱和は省略します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
事務局 長	まず、定足数の確認ですが、議席番号20番 香川委員より欠席の報告がありましたので、委員23名中22名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号18番 依藤委員、19番 竹森委員をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号57番から66番までの9件あります。 整理番号60番は、申請人から取下げされました。 57番は国府町町屋、58番は国府町玉鉾で売買による所有権移転となっており、譲渡人は同一人です。59番は湖山町南二丁目です。61番は下味野で売買による所有権移転、62番は大塚で贈与による所有権移転、63番は気高町重高で贈与による所有権移転、64番は湖山町北六丁目です。65番は、鹿野町岡木で贈与による所有権移転、66番は赤子田で売買による所有権移転となっております。 譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりです。 すべての申請が、農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。
議長	整理番号57番を審議します。担当推進委員、小林(徹)委員の報告をお願いします。
小林(徹)委員	2月3日、国府町町屋地内の現地確認に蔵内委員、福田(克)農業委員、事務局、推進委員の福田(恵)さんと小林、以上5名で現地確認をさせていただきました。 取得される農地はこれまで畑として利用されておりました。取得後同じく畑として利用されます。 従いまして、今後、周辺の農地あるいは農業等に対しまして、何ら支障がないものと考えております。
議長	引き続きまして、担当農業委員、福田(克)委員の報告をお願いします。
福田(克)委員	ただいま、小林(徹)推進委員が報告されたとおりです。 本件と次の件は農家相談において、何とか農地を買ってもらえんかという相談が来たものでございまして、現在作っておられる土地で山田(準)委員が動かれてうまい具合にまとまりました。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。

		整理番号57番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号58番を審議します。担当推進委員、福田(恵)委員の報告をお願いします。
福田(恵)委員		57番と同じく譲渡人が農家相談会で相談があり、譲受人が何とか引き受けてもらえることになりました。機械等もそれなりに持っておられますし、チェックシートに照らし合わせましても何ら問題ありません。
議	長	引き続きまして、担当農業委員、福田(克)委員の報告をお願いします。
福田(克)委員		ただいま、福田(恵)推進委員が報告のとおりで、何ら問題がないと考えます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号58番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号59番を審議します。担当推進委員、小松委員の報告をお願いします。
小松委員		2月1日、川上農業委員と現地確認で譲受人と話をしました。 譲渡人と譲受人は兄弟です。平成6年に譲渡人が相続されています。今回、もう年だし、神戸の方にいるからもう出来ん。いらんから、兄貴引き取ってくれということで、タダで譲るということで3条申請が出ています。 譲受人は84歳ですが、まだまだとても元気で息子さんは52歳でまだ若いし、トラクターは22馬力が1台、田植機は4条が1台、耕運機を1台持つとられます。コンバインは湖山町水稻生産組合が受けとりまして、何ら農業について問題ないと思います。
議	長	引き続きまして、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川上委員		今の小松委員の報告のとおりです。何ら問題はないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号59番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号61番を審議します。担当推進委員、川口委員の報告をお願いします。
川口委員		2月3日、雪で田んぼが見られる状態ではなかったですが、上田農業委員と現地確認をしました。この案件は昨年10月28日に譲渡人の長男から連絡がありまして、息子さんの方は農業をしていないということがあって、親子で話をされて、最終的には売りたいという結論になったということで、11月8日、譲渡人と話をしまして、85歳の高齢でありまして、大病されており、5反ぐらい耕作してあるんですけど、自分で食べるくらいで後は牧草です。11月9日、譲受人と現地を確認しました。譲受人は農

		業をするにあたって何ら問題ありませんし、チェックシートも何ら問題ありません。
議	長	引き続きまして、担当農業委員、上田委員の報告をお願いします。
上	田 委 員	先ほど、川口委員が説明したとおりで、チェックシートに照らし合わせても何ら問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号6 1 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号6 2 番を審議します。担当推進委員、民谷委員の報告をお願いします。
民	谷 委 員	2月1日、農業委員の加藤さんと一緒に、まだ30センチくらい雪が積もっている農道を歩きました。 田んぼが山沿いの日当たりのあまり良くないところでして、上から順番に3畝、4畝、6畝と3つの田んぼが段々につながっております。その下がですね、譲受人の田んぼで、これは従来から稲作を続けておられます。 雪が30センチくらい積もって田んぼの状況がよく分からないですけど、毎年、秋に農地パトロールをやっておりまして、ここ4～5年は自己保全だけされておられまして、作付けはなされておられません。 譲渡人から譲受人に対して買ってもらえないだろうかという相談があったらしいですけど、なかなか、今のご時世に有償で買ってもらえる、この狭い農地で経営的になかなか成り立たないということで、最終的に話し合いの結果、贈与とすることになりました。 譲受人は今、1町歩くらい作っておられまして、農協には販売されておられません。 自ら京阪神地方に出向いて販路を開拓したという実績がある方です。農業には非常に熱心な方ですので、今回の所有権移転に関しては何ら問題ないと判断いたしました。
議	長	引き続きまして、担当農業委員、加藤委員の報告をお願いします。
加	藤 委 員	今、民谷委員がとても詳しく丁寧に言われたとおりですので、僕から言うことはありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号6 2 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号6 3 番を審議します。担当推進委員、椿委員の報告をお願いします。
椿	委 員	2月3日、農業委員の柳田さん、それと事務局3名で現地確認をしました。 息子さんへの譲渡でございまして、本年、田んぼのうちの1枚を贈与ということでございます。ご本人さんも元気でございまして、息子さんも含めて農業をしておられる家庭です。ということで何ら問題ないと考えます。

議	長	引き続きまして、担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
柳田委員		<p>椿推進委員のありましたとおりでございます、これ順次、来年もまた申請があると思います。</p> <p>機械のことも尋ねたのですが、去年と全く変わっていない。去年、機械も確認しましたし、現場に行きまして、雪もあったのですが、稲を切った切り株もありましたので、耕作しておられるのだなと感じがしました。以上のようなことで全く問題ないと判断しました。</p>
議	長	<p>質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>無いようですので採決に移ります。</p> <p>整理番号63番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。</p> <p>整理番号64番を審議します。担当推進委員、小松委員の報告をお願いします。</p>
小松委員		<p>譲渡人3名は全員県外の方でして、全然作っておられないということで、耕作放棄地みたいな形ですが、大きな原野とか木が生えているということはありません。</p> <p>譲受人は八頭町の方ですが、今度、新しいものを作るとということで、探していたら丁度いい所が出てきたので、これを買うものです。</p> <p>始めはサツマイモとかと聞いていたので、前もって見に行ったら、畑灌は止めてありました。ここは畑灌も使えないと譲受人に言ったら、知らなかったようです。大分困っておられました。</p> <p>ところが、申請地の中に水道の量水器がありまして、メーターが付いていまして、これを使わせてもらいたいということで、水道局の方に交渉してくれ。それで良かったらうちはいいですよということで話をしております。</p> <p>ということで譲受人はトラクターも持っておられますし、トラックで運んでくれば、作れるということで問題はないと思います。</p>
議	長	引き続きまして、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川上委員		<p>現在の所有者3人とも県外に出ておられます。何とか不動産屋に頼んで、売ってもらえないかということがあったようです。</p> <p>2月1日に現地に行きましたのは、私と小松委員と事務局です。そして向こうから不動産屋さん譲受人がお出でになって現地で話をしました。</p> <p>砂地で水も無いのに農業が出来るかなというのが、まず気にかかりまして、先ほど説明にあったとおりの答弁がありました。</p> <p>ご本人さんはキノコ栽培をしたいということで、何年間耕作されていないか分かりませんが、草が茂っているという状態ではないです。確か耕運機を持って来られるようです。取得後の転売や転用、耕作放棄地になる恐れはないと思いますので、チェックシートに従った問いかけをしました。これからは、ちゃんと農地パトロールもしながら、しっかり見ていきたいと思っております。</p>
議	長	<p>質疑・意見はございませんか。</p> <p>依藤委員どうぞ。</p>
依藤委員		<p>こういうような問題が、実はたくさんあって、私も経験しているのです。</p> <p>結局、自分の所から耕作地まで15kmから20kmあって、耕作するという意志はあっても、結局、残土置場になっているようなことがあるものです。</p> <p>本当に八頭町の譲受人が、現在、どのような農業をされているのか分からないもので</p>

		すから、本当に機械を持っているのか、そういうことが見えないものですから、心配なものです。
議	長	依藤委員さんの意見ですけども、川上委員、今後、パトロールして見ていくということですけども、どうですか。
川上委員		今、譲受人は、トラクター18馬力が1台、田植機3条が1台、耕運機が9馬力1台、16馬力1台の農機具をお持ちのようです。16馬力の方を湖山の方に置いて砂地を全部掘り起こして、4月にキノコの菌をもらってきてマルチの中で点滴の水をやるようです。 毎年、農地パトロールしていますので、見ていきますと念を押しています。
議	長	分かりました。農地取得の申請の中にしっかりとした営農計画があって、八頭町の方にも事務局が確認して違反等のない健全な農業経営をされていることも確認済みですので、そのところは心配ないと思います。
議	長	その他、ありますでしょうか。 それでは、採決に移ります。 整理番号64番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号65番を審議します。担当推進委員、谷口(和)委員の報告をお願いします。
谷口(和)委員		この案件につきまして、2月6日に私と砂川委員と譲受人の立会いの下で現地確認をいたしました。従来から、譲受人が田んぼを作っておられたようでして、それを贈与したいということでございます。 もともと、この田んぼの持ち主は、同じ部落に住んでおられたけど、現在は土地も家も第三者に譲っておられるようでして、その後継ぎである娘さんが他所に出とって、それが名目上持っておられたけど、譲受人が作っておられました。 譲受人は、コンバインもトラクターも田植機も持っておられまして、それを贈与してもらうということです。
議	長	引き続きまして、担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂川委員		今、谷口(和)委員がおっしゃった通りで、問題はまずないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号65番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号66番を審議します。担当推進委員、有田委員の報告をお願いします。
有田委員		この度、申請のありました農地ですけども、大雪で一面真っ白で見えませんでしたけど、1月30日、31日に日にちは別々になりましたけど、建部委員さんと現地確認をさせていただきました。 これらの農地は譲受人が何年も前から利用権設定を受けられて、冬場は見えませんが、去年、農業委員会関係で現地を見るときに作られておられるというのは記憶にあり

		ますので、大丈夫だと思います。 譲受人は家からすぐ近くですし、家族4人で農業を営なまれておられます。所有地、借りておられる農地合わせて約18ヘクタールで農業をされておられますし、大型のトラクターやコンバイン、それから田植機を所有しておられます。現状と何ら変わることはありませんので、問題はないと思います。
議	長	引き続きまして、担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。
建 部 委 員		今ね、有田推進委員が詳しく説明されたので、私としては、何ら問題はありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号66番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして、議案第66号の「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号は16番の1件です。 整理番号16番、申請地は用瀬町川中、転用目的は墓地、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。
議	長	それでは、整理番号16番を審議します。担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。
池 本 委 員		1月28日に雪のため見えませんでした。改めて30日に、私、小林(照)推進委員、事務局で、今回担当の福安農業委員には、大雪のため事前に話をさせていただき、農地パトロールの航空写真と照らし合わせて確認しました。チェックシートに照らし合わせても問題ないと判断しました。この田んぼは休耕地で、国道と市道に挟まれた小さな土地で生産性の低い農地であり、墓地を移設しても問題ないと判断しました。
議	長	引き続き、担当農業委員、福安委員の報告をお願いします。
福 安 委 員		池本推進委員が報告したとおり、何ら問題ないと判断しました。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号16番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請について」を終了します。
猪 口 委 員		42㎡のうち25㎡で、残りが17㎡で田んぼとして使えるのか。
議	長	残る場合もあるでしょう。

猪口委員	また別のことで17㎡を審議することになるのか。
議長	事務局お願いします。
事務局	そのとおりです。
猪口委員	そういった問題も整理しないといけないのでは。
議長	必要な面積を転用するという考え方でいてください。
福安委員	補足をさせてもらおうと、地目は田ですが、休耕地であり必要な分だけとして判断しました。
議長	引き続き議案第67号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号54番と一時転用3番の2件です。 整理番号54番、申請地は大畑、転用目的は住宅建築、農地区分は第2種農地、許可根拠は集落接続です。 一時転用の整理番号3番、申請地は気高町山宮、転用目的は木材仮置場、一時転用期間は許可日から二か月間、農地区分は農用地区域内農地、許可根拠は一時転用です。
議長	整理番号54番を審議します。担当推進委員、木浪委員の報告をお願いします。
木浪委員	2月2日に福田(淳)農業委員と現地確認を行いました。息子さんが両親の面倒を見るために両親宅の隣の畑に住宅を建築するものです。チェックシートに照らし合わせても問題ありません。
議長	引き続き、担当農業委員、福田(淳)委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員	推進委員が報告したとおりで、宅地に接する畑であり、何ら問題ありません。
議長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号54番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 引き続き、一時転用の整理番号3番を審議します。担当推進委員、角田委員の報告をお願いします。
角田委員	東部森林組合が近くの山林から木を切り出し、その一時保管ということですが。鉄板を敷いて農地への影響を無くし、終わったら撤去するというので、何ら問題ありません。
議長	引き続き、担当農業委員、中村(精)委員の報告をお願いします。
中村(精)委員	先ほど、角田委員が報告したとおりです。
議長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号一時転用の3番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第67号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終了します。 引き続き議案第68号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号138番から144番までの全部で7件となります。市街化区域は140番、141番、143番の3件となっております。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議	長	整理番号138番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、農業委員の福田(淳)委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員		2月3日に推進委員、事務局と現地確認をしました。申請人とは現地確認の前の晩に電話で話をしました。竹藪になっているため森林組合に整理してもらおうとのことでした。現地は申請人の住んでいる家の裏山です。何十年も耕作しておらず、今後も耕作をするつもりはないとのことでしたので、やむなしと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号138番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号139番を審議します。担当推進委員、田中(豊)委員の報告をお願いします。
田中(豊)委員		2月1日に農業委員、事務局と3名で現地確認をしました。申請者は体調不良のため欠席でございました。申請地は県境に近い部落の200mくらい離れた場所で、地目は田です。現地はススキや雑草が繁茂しており、チェックシートに照らし合わせても、何ら問題はないと判断しました。
議	長	それでは、補足がありましたら、担当農業委員、福安委員をお願いします。
福 安 委 員		先ほどの推進委員の報告のとおり、何ら問題なしと判断いたしましたので、ご報告いたします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号139番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。 整理番号140番を審議します。事務局の説明をお願いします。

事務局	整理番号140番、こちらは市街化区域になります。申請地は西品治で、現況といたしまして、新白下井後の2筆は、もともと1筆であったが、昭和59年に河川改修工事のため分断され、田として耕作することが困難となり放置され、昭和62年頃に整地をして駐車場・資材置場として使用している。土手下ノ四は、昭和60年頃、申請地を整地し駐車場・資材置場に転用し、現在に至る。土手外ノ四の4筆は、畑として使用されていた実績は記録がなく、長年人手が入らず放置された結果、灌木類が生い茂っているというものです。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地及び長期間耕作放棄された為、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地となります。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号140番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。 整理番号141番を審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号141番、こちらは市街化区域になります。申請地は徳吉で、現況といたしまして、本件土地は、平成年月日不詳(30年位前)より近隣住民の駐車場として使用されているというものです。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地になります。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号141番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号142番を審議します。担当推進委員、山根委員の報告をお願いします。
山根委員	2月2日に農業委員、事務局と現地確認をしました。この土地は戦前、ここの地区の実行組合の作業場として建築されたものです。当時はもみ摺りや精米をしていたのを記憶しております。引き続き実行組合が使用していますが、最近は大型農家が多く、機械などは入っていませんが、現在は、肥料などを置いています。今後は、実行組合が譲り受けるために、地目変更するというものです。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号142番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。 整理番号143番を審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号143番、こちらは市街化区域になります。申請地は賀露町北三丁目で、現

況といたしまして、3筆のうち、最初の1筆は、プレハブを設置し、現在はその敷地として利用している。残りの2筆は、20年以上前から耕作しておらず、現在は原野化しているというものです。人為的潰廃地で転用の事実行から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地及び長期間耕作放棄された為、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地になります。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。
整理番号143番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
整理番号144番を審議します。担当推進委員、漆原委員の報告をお願いします。

漆原委員 2月2日に農業委員、事務局と現地確認しました。申請地は、昭和40年代後半に住宅が建築され、申請人の両親が住んでいましたが、亡くなられて今は空き家になっています。申請人は県外に住んでいるため、近所の人に売りたいとのことで地目変更されるものです。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。
整理番号144番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。
以上で議案第68号「非農地証明について」を終了します。
続きまして議案第69号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 鳥取市長から、令和5年2月24日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。
利用権を設定しようとするものが新規40件、更新22件、計62件となっております。面積は田が169,570㎡、畑が13,752㎡、その他1640㎡、計184,962㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権が31件、使用貸借による権利が31件となっております。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。

議 長 議案第69号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。
議案第69号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。
引き続き、議案第70号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

<p>事務局</p>	<p>鳥取市長から農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められています。今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し農業者等に配分する農地の面積は、田が66,647㎡、畑が12,868㎡、その他が1,640㎡となっています。</p> <p>権利種別の内訳は、賃借権37件、使用貸借による権利が8件となっています。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第70号につきまして一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第70号「鳥取市農用地利用配分計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。それでは、報告事項に移ります。何か質問・意見はございませんか。</p> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
<p>議長</p>	<p>無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和4年度第11回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後3時7分</p>